

石井食品株式会社における加工食品の不適合表示に対する 措置について

平成22年7月12日
消費者庁

- 1 石井食品株式会社は、自社を表示責任者とする加工食品の原材料について、添加物として「香料」を使用したにもかかわらず、一括表示欄の原材料名にこれを表記せず、商品に「無添加調理」と表示し、一般消費者向け販売していたことを確認しました。
- 2 このため、消費者庁では、本日、石井食品株式会社に対して、JAS法に基づく指示を行いました。

1. 経過

- (1) 平成22年6月16日、消費者庁が石井食品株式会社八千代工場（本社：千葉県船橋市本町2-7-17 八千代工場：千葉県八千代市吉橋1835）に対し、調査を実施しました。
- (2) この結果、石井食品株式会社が以下の行為を行っていたことを確認しました。
 - ① 自社を表示責任者とする加工食品（商品名：杏仁豆腐）の原材料について、添加物として「香料」を使用していたにもかかわらず、一括表示欄の原材料名にこれを表示していなかった上、当該商品を、平成20年5月から平成22年5月24日までの間、31,827個製造し、一般消費者向け販売していたこと
 - ② ①の商品に、「無添加調理 当社での、製造過程においては食品添加物を使用しておりません。」と表示し、一般消費者向け販売していたこと

2. 措置

石井食品株式会社が行った行為は、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号及び第6条第3号に違反するものです。（別紙1参照）

このため、石井食品株式会社に対しJAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示（別紙2参照）を行いました。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課 阿部、望月 TEL：03-3507-9222

農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）（抄）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 略

（表示に関する指示等）

第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～5 略

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）（抄）

（加工食品の表示の方法）

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

（1） 略

（2） 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 略

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ及びエ 略

（3）～（9） 略

2～4 略

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

（1） 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

（2） 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような表示

（3） その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（4） 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。）

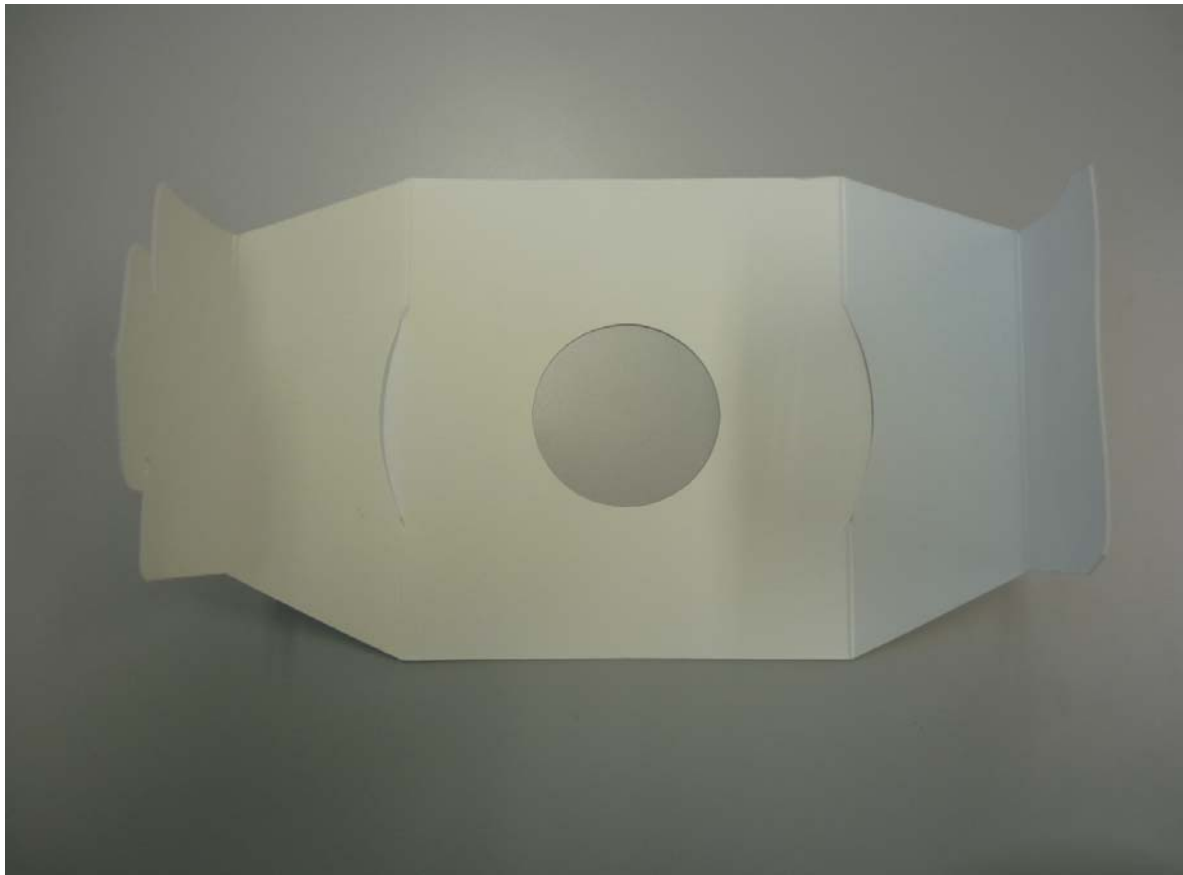
石井食品株式会社に対する指示の内容

- 1 石井食品株式会社が販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示を発見した場合には、速やかに法第19条の13第1項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 石井食品株式会社が販売した食品の一部に品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、石井食品株式会社における食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、石井食品株式会社における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止策を実施すること。
- 4 石井食品株式会社の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成22年8月12日までに消費者庁長官あて提出すること。



会社概要

名	称	石井食品株式会社
所	在	千葉県船橋市本町二丁目7番17号
代	表	会長 石井 健太郎
取	締	社長 浅井 誠一
役		
設	立	1945年（昭和20年5月）
資	金	9億1,960万円
グ	ル	353名（臨時、パート除く）
ー	プ	
従	業	
員	数	

（平成21年8月現在）



名称：生菓子
原材料名：牛乳、生クリーム、砂糖、杏仁霜、ゼラチン、寒天、でん粉
ソース(牛乳、生クリーム、砂糖、杏仁霜、でん粉)
内容量：杏仁豆腐 100グラム、杏仁ソース 20グラム
賞味期限：底面に記載
保存方法：10℃以下で保存
使用上の注意：開封後は、すぐにお召し上がりください。
製造者：石井食品株式会社
千葉県八千代市吉橋1835

 ケース  カップ、フタ：PP,EVOH
ソース袋：PE,PA
0913YD

別添の杏仁ソースは、杏仁豆腐にかけてお召し上がり下さい。

本品についてお気付きの点は、底面に記載されている賞味期限と品質保証番号をお申し付けの上、お客様サービスセンターへご連絡下さい。

☎ 0120-86-1914
ウェブサイト www.ishiifood.co.jp/

石井食品株式会社

無添加調理 当社での製造過程においては食品添加物を使用しておりません。



4 901003 502033